

結婚相手紹介サービス 入会申込契約書

本契約書の内容を十分にお読みになり、よくご理解くださいますようお願いいたします。

本契約書は、結婚相談所メルティア（以下「当相談所」）と、入会をお申し込みいただくお客様（以下「会員」）との間の契約です。本契約書とあわせて「重要事項説明書（概要書面）」も必ずご確認ください。本契約は会員と当相談所の二者間契約であり、日本結婚相談所連盟（IBJ）は本契約の当事者ではありません。

サービス料金（税込）

費目	金額（税込）
① 入会金	29,800円
② 月会費	5,500円（入会月無料・翌月分から）
③ 成婚料	29,800円

初期費用（入会時お支払い額）合計：29,800円（入会金のみ。月会費は入会月無料）

第1条（会員・契約の成立）

- 会員とは、本契約書及び重要事項説明書（概要書面）の内容を理解のうえ、当相談所所定の入会申込みを行い、本契約が成立した方をいいます。
- 本契約は、会員が当相談所所定の入会申込フォームに必要事項を入力し、本契約書及び重要事項説明書の交付を受けたうえで「入会を申し込む」ボタンを送信した時点で成立します（諾成契約。書面への署名・押印を要しません）。
- 前項にかかわらず、会員が第2条の会員資格を満たさないことが判明した場合、当相談所は本契約を解除することができます。この場合、既に金銭を受領しているときは、会員に虚偽申告等の帰責事由がある場合を除き、速やかにこれを返還します。
- 本契約書と他の書面の内容に相違がある場合は、本契約書の定めを優先します。

第2条（会員資格）

次の条件を満たす方が会員となります。

- 20歳以上の独身で、一定の住所を有すること
- 被保佐人・被後見人でないこと
- 暴力団等の反社会的勢力の関係者又はこれに準ずる者でないこと
- 当相談所所定の提出書類（後記）を提出できること

第3条（提供するサービス）

当相談所は、結婚を希望する会員に対し、異性の紹介及び付随関連サービス（①会員情報登録事務②プロフィール情報の提供③お見合いのセッティング④ご交際・ご成婚に向けたサポート）を提供します。お見合い・交際・結婚の実現を保証するものではありません。当相談所はIBJに加盟し、IBJネットワークを通じて他加盟相談所の会員もご紹介の対象とします。

第4条（サービス料金）

1. 各料金の定義は次のとおりです。

- 入会金（29,800円・税込）：会員としての地位が付与され、活動を開始するために要する料金。プロフィール公開（役務提供開始）をもって提供完了とします。
- 月会費（5,500円・税込）：会員として活動するために月々要する料金。お申し込みの月（入会月）は無料とし、翌月分から発生します。口座振替により毎月27日（27日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日）に当月分をお支払いいただき、前払い・日割り計算は行いません。
- 成婚料（29,800円・税込）：成婚に至ったときにお支払いいただく成果報酬です。成婚の定義は第6条のとおりです。

2. 登録料・活動サポート費・お見合い料は設定しません。

第5条（支払時期・方法）

■ 初期費用（入会金）のお支払いについて

本契約締結から3日以内に、当相談所が指定する口座へお振込みください。振込先口座は、お申込み後にお送りする自動返信メールにてご案内します。

■ 月会費の口座振替について

1. ご契約締結後1週間以内に、「メルティア口座振替のご案内」メールをお客様のメールアドレス宛にお送りします。
2. メール内のURLより専用Webページへアクセスしてください。
3. ご案内に従い、銀行口座情報・お名前など必要事項をご入力ください。
4. 月会費は、お申し込みの月は無料とし、翌月分から発生します。口座振替により毎月27日（27日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日）に当月分をお支払いいただきます（前払いなし・日割りなし）。

■ 入金・口座振替登録が確認できない場合の失効について

契約締結後14日以内に、入会金のご入金および口座振替のご登録が確認できない場合、本契約は自動的に失効します。失効した場合、当相談所はプロフィール公開その他の活動開始手続きを行いません。

第6条（サービス提供期間・契約更新・成婚の定義）

1. サービス提供期間は、プロフィール公開日から1年間とします。サービス提供開始日はプロフィール公開日とします。

2. 契約期間満了の10日前までに、会員又は当相談所から更新しない旨の申し出がない場合、本契約は同期間（1年）自動更新されます。更新料は不要です。更新後の契約内容は、入会金等を除き当初契約と同条件とします（条件変更時は新たに契約書を交わします）。
3. 次の場合も「成婚」とみなします：①結婚・婚約又はそれと同等の成果（結婚の口約束・宿泊・宿泊を伴う旅行・婚前交渉・同棲）②交際期間が通算6か月を経過した場合（基準日はお見合い日）③退会后、当相談所を通じてお見合いした方と結婚した場合。成婚の相手には他社（IBJ加盟相談所）会員を含みます。

第7条（前受金の保全措置）

入会金その他前受金について、特段の保全措置は講じていません。

第8条（クーリング・オフ）

1. 会員は、本契約書（契約書面）を受け取った日から起算して8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録により本契約を解除（クーリング・オフ）できます。
2. この解除があった場合、当相談所は損害賠償又は違約金の支払いを請求できません。
3. 既に一部のサービスを提供していても、当相談所はサービス料その他の金銭の支払いを請求できません。
4. 当相談所が既に金銭を受け取っているときは、速やかに全額を返還します。
5. 電子交付に同意した場合、起算日は契約書面が電磁的方法で会員に到達した日とします。

第9条（中途解約）

1. クーリング・オフ期間の経過後も、会員はいつでも将来に向かって本契約を解約できます。
2. 当相談所が請求できる金額は、法律により以下を上限とし、これを超えて会員に不利な定めは無効です。
 - 役務提供開始前の解約：30,000円まで
 - 役務提供開始後の解約：提供済みサービスの対価相当額＋「20,000円 又は 契約残額の20%相当額のいずれか低い額」まで
3. 当相談所の料金は前受金が生じない設計のため、中途解約時にご返金が生じる前受金は実務上発生しません（入会金＝提供完了／月会費＝当月分・日割りなし／成婚料＝成果報酬）。日割り計算は行いません。
4. ただし第8条のクーリング・オフ期間内の解除は、本条にかかわらず全額返還します。

第10条（抗弁権の接続）

クレジット（割賦販売）利用の場合、一定の要件のもと、当相談所に対して生じている事由をもって信販会社に対抗できることがあります。

第11条（会員の責務・禁止事項）

1. 会員は、自己の結婚相手を探す目的でのみ活動するものとし、営利・営業・宗教/政治の勧誘、会員間の金銭授受・貸借をしてはなりません。
2. 提出書類・登録事項に虚偽を記載しないこと。変更があった場合は速やかに届け出ること。
3. 当相談所を通じて知り得た他の会員の個人情報を、印刷・改ざん・流用・第三者への漏洩・SNS等への掲載をしてはなりません。
4. 交際終了の連絡を受けた場合、直ちに連絡を停止し、知り得た個人情報の登録を削除すること。つきまとい等の迷惑行為をしないこと。

第12条（登録抹消）

会員が前条その他本契約に違反し、当相談所が登録抹消を相当と判断した場合、直ちに会員登録を抹消します。この場合、第9条には該当せず、受領金の返金はありません。

第13条（サービス提供の停止・終了）

1. 当相談所は、会員資格・責務に疑義がある場合等、相当と判断したときはサービス提供を停止できます。
2. サービス提供は、契約解除・会員期間満了・登録抹消・成婚・会員の死亡のいずれかで終了します。

第14条（個人情報の保護）

1. 当相談所は、取得した個人情報を、本サービスの提供、及びIBJネットワークを通じた紹介の目的の範囲で利用します。利用目的の範囲を超えた取扱いはしません。
2. 会員は、自己のプロフィール情報が他のIBJ加盟相談所・その会員・IBJによって閲覧されることを承諾します。氏名・メールアドレス・電話番号は、交際が成立した会員間において、所属相談所を通じて開示されます。
3. 開示・訂正・削除の請求は、前記お客様ご相談窓口で対応します。

第15条（休会）

1. 契約期間中、1回に限り、活動を休止（休会・連続最長3か月）できます。
2. 休会開始希望日の10日前までに当相談所へご連絡ください。
3. 交際中の場合、及びお見合い成立中・申込中で返事待ちのものがある場合は、原則休会できません（後者の状態で休会する場合は1件につきキャンセル料10,000円・税込）。
4. 休会費は無料（0円）です。休会期間中はプロフィール非公開となり、お見合い等はできません。
5. 月途中の休会でも、月会費の日割り精算は行いません。活動再開は再開希望日の10日前までにご連絡ください。

第16条（退会）

1. 退会を希望する場合、退会希望日の**10日前**までに当相談所へご連絡のうえ、退会希望日の**3日前**までに所定の退会届（成婚退会の場合は成婚退会届）をご提出ください。
2. 月途中の退会でも、月会費の日割り精算は行いません。
3. 交際中・お見合い成立中・申込中で返事待ちのものがあるときは、それらを終了・キャンセルのうえ退会するものとします。

第17条（お見合い等のキャンセル料）

1. 成立したお見合いをキャンセルする場合、理由のいかんを問わず、会員は当相談所に**10,000円（税込）**のキャンセル料をお支払いいただきます。
2. お見合い当日のキャンセル、又は15分以上の遅刻によりお見合いが不可能と相手方が判断した場合は、**20,000円（税込）**。
3. 交際承諾後、一度も会わずに交際を中止する場合は、**20,000円（税込）**。
4. 成婚を隠して退会した場合は、所定の成婚料相当額の違約金をお支払いいただきます。

第18条（損害賠償）

会員が他の会員・当相談所・第三者に損害を与えた場合、会員は自己の責任と負担でこれを賠償します。

第19条（免責）

当相談所の責に帰さない事由により生じた損害について、当相談所は責任を負いません。提供するプロフィール等の完全性・正確性を保証するものではありません。

第20条（反社会的勢力の排除）

会員又は当相談所が反社会的勢力に該当する場合、相手方は何らの催告なく本契約を解除できます。この場合、相手方に損害が生じても賠償責任を負いません。

第21条（準拠法・合意管轄）

本契約は日本法に準拠します。本契約に関する紛争は、当相談所所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

提出書類について（プロフィール公開前にご提出）

※ご提出は当相談所の「必要書類収集ページ」（meltia.net）よりお願いします。

1. 住民票（発行後3か月以内の原本・マイナンバー記載なし）【必須】
 2. 独身証明書（発行後3か月以内の原本）【必須】
 3. 最終学歴証明書（卒業証書のコピー又は卒業証明書原本）※短大卒以上の方【必須】
 4. 収入証明書（源泉徴収票・確定申告書・所得証明等）※男性【必須】／女性は未提出の場合 年収非公開
 5. 国家資格等の証明書（お持ちの方）
 6. 本人確認書類のコピー（写真付き：免許証・パスポート・社員証等）
 7. プロフィール写真（1年以内に撮影したもの・2枚／1枚でも可）
 8. プロフィールシート
-

以 上

本契約は、会員が入会申込フォームより「入会を申し込む」ボタンを送信した時点で成立し、当相談所は本契約書及び重要事項説明書（概要書面）を電磁的方法により会員へ交付します。本契約の成立及び書面の交付は、会員の入会申込みの記録、電子交付への同意の記録（同意日時）並びに書面の到達記録により証されるものとし、会員及び当相談所の署名・押印を要しません。

契約締結日：

当相談所

住所：〒349-0212 埼玉県白岡市新白岡3丁目34番地1

名称：結婚相談所メルティア

代表 前田 圭太